

**日本共産党**

高槻市議員

**きよた 純子**



**ニュース**

2018年11月10日  
NO. 76

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子  
連絡先：議員団控室  
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202  
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

**大阪府北部  
地震対策**

**倒壊ブロック塀**

**地震事故調査委員会と  
市の今後の方針について**

寿栄小学校のブロック塀が転倒し、児童が亡くなる事故がありました。事故の原因検証と再発防止を目的に設置された学校ブロック塀地震事故調査委員会の答申が10月29日に出されました。ブロック塀倒壊の主な原因は、ブロック塀は鉄筋の長さなど内部構造に不良箇所があり、加えて老朽化のため土台に接合する部分は腐食が見られ、地震により、接合筋の一部が破断するに至ったとしています。

認ができない」とし、4段以上のブロック塀は今年度中に撤去し、

他も全て撤去するとしていいます。また、国に

ク塀の撤去費用などへの更なる財政支援を要望するとしています。

**学校施設全体の老朽化対策は急務です**

学校の安全と老朽化の問題はブロック塀だけでなくありません。高槻市内の学校は建設されて40年近くたっており、この間の台風被害

でも学校の門扉が倒れるなど、老朽化が目立ちます。学校施設全体の老朽化対策を進めていく必要があります。

市に老朽化の現状と施設改修計画の策定を求め、実際に実施していくためにも、学校施設全体の老朽化対策への財政支援を国に求めていく必要があります。

**被災者生活再建支援法の申請はじまる**

**半壊、一部損壊への生活再建支援は不十分**

被災者生活再建支援法の適用が決まりました。対象となるのは全壊、大規模半壊、解体せざるをえない半壊住宅（ほぼ認めません）

です。11月2日現在で地震での罹災証明件数は全壊11件、大規模半壊2件です。

一部損壊（2万891件）でも大きな被害がでています。一部損壊の修理に多額の費用がかかる場合もあります。また、半壊住宅には応急修理への助成金

58万4千円が出されていますが、不十分です。半壊、一部損壊の世帯にも必要な支援をするべきです。

中村議員は「半壊でも建て替えなければいけない住宅もある。そこには何の補助もない。そういう方への支援にも取り組んで頂きたい」と求めました。

**解体家屋の処分費用（一部損壊除く）  
国補助の活用へ市が検討**

市は9月議会での議論を受け、10月1日に大阪府北部地震で損壊した家屋の解体で出た廃棄物の処理費用の一部を助成するための検討をしています。対象は全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの罹災証明を交付されていること。家屋の解体を終了していることが条件となります。環境省の補助制度を受ける手続きを行っています。そのため、どれくらいの家屋で補助金の希望があるか、10月に『意向調査』を実施しました。

市は約200件に調査票を送付、100件の返信がありました。そのうち、約6割が家屋を撤去するとの回答です。手続きが順調にいくれば12月議会にこの補助制度の予算が計上されることとなります。

**罹災証明の新規受付終了へ**

台風21号の罹災証明の申請受け付けは11月16日（金）、大阪府北部地震については12月18日（火）で終了です。被災された方は早めに申請をしてください。

